

政策5 ひと・まち・未来が輝く市民協働都市

～ みんなでつくるてだこのまち ～

社会や経済が「成長」から「成熟」の時代へと転換しつつある現在、市民が、自らの地域の課題やニーズを認識し、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく、「地域力」の重要性が高まっています。

また、地方分権の進展や行財政運営を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、質の高い行政サービスを展開していくためには、市民にとって必要性の高い施策・事業へ重点的に資源を配分していく視点が求められています。

まちづくりの主体は「市民」であるということを改めて認識し、連携・協力によるまちづくりの精神を広く浸透させるとともに、みんなで輝く未来にむかって「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」に取り組むことが、より重要となっています。

そのため、まちづくりの主体である市民（自治会、NPO、企業等）と行政の協働体制を確立し、互いに対等な立場で理解を深め合い、自ら考え、行動するまちづくりを展開するとともに、市民サービスの向上や持続的で計画的な行政運営を進めるなど、協働社会の実現と適切な行政運営を推進する、“ひと・まち・未来が輝く市民協働都市”をめざします。

（基本構想・まちづくりの方向（再掲））

施策 5-1	市民協働によるまちづくりの推進	102
施策 5-2	市民の生活と活動を支える情報共有の推進	104
施策 5-3	心のふれあうコミュニティ活動の推進	106
施策 5-4	一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現	108
施策 5-5	効率的で効果的な行財政運営の推進	110
施策 5-6	行財政運営の基盤強化	112
施策 5-7	地方分権と広域連携の推進	114

施策5-1 市民協働によるまちづくりの推進

施策のめざす方向

市民と行政による協働のまちづくりを推進するために、自治会・ボランティア団体・NPO・企業等の地域社会を構成する各主体が、まちづくりの様々な場面で活躍できる機会を十分に提供するとともに、適切な役割分担を図りながら、その活動の支援に努めます。

現状と課題

私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢化や高度情報化の進展に伴い、市民一人ひとりの価値観と生活様式が多様化するなど、今後も変化していくことが予想されます。

また、地方分権^{※1}が本格的に進み、国や県からの権限移譲により、市の責任や役割は大きくなってきました。さらに限りある財源のなかで、市民ニーズも多種多様化し、行政だけで対応することが困難な取り組みも増えつつあります。

このようななか、本市では、自治会などの地域コミュニティにおいて、子育てや高齢者の問題、ゴミや環境の問題など、身近な生活課題へ積極的に取り組んでいます。また、各種のボランティア団体やNPOなどの社会貢献活動も広がりはじめています。一方、市政の面でも、行政計画の策定等にあたって、市民の参画やワークショップの開催など、市民協働のまちづくりを推進してきました。

今後も、市民がまちづくりの主役となって活躍するためには、市政全般における市民参画をさらに促進するとともに、市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みを構築していくことが必要です。また、地域づくりに貢献する自治会・ボランティア団体・NPO・企業等のまちづくり活動を支援することも必要です。

＜施策に関する市民の声＞

- 定期的な行政懇談会の開催や市民大学等の人材育成の取り組みが特徴的
- 各分野における市民参画の取組が芽生えつつある
- 自治会加入率の低下が懸念される
- 市民・地域・企業・NPO等の声をまちづくりに反映する機会が少ない
- 地域活動等で若い市民の参加が少ない

NPO活動団体数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
総数	17	21	27	27	30	
※分野別	保健・医療・福祉	6	10	13	13	15
	歴史・文化	3	3	4	4	4
	子育て	2	2	4	4	5
	環境	4	4	4	4	4
	その他	2	2	2	2	3

※複数の分野の活動を行う法人もあるため、団体数の合計は法人数と一致しません

資料：沖縄県「特定非営利活動法人の設立認証及び申請状況」

※1 地方分権：国の権限や財源を地方（市町村と県）に移して、住民に身近なサービスをその地域で決められるようにすること。

沖縄県では各市町村への権限移譲を推進するため、平成19年3月に「市町村への権限移譲推進指針」を策定した。移譲対象事務は1,426に上り、5分野22グループに分類された。その移譲対象事務について、現在、県と市町村による協議を行っているところである。

具体的な取り組み

5-1-1 市民参画機会の拡充と協働によるまちづくりの推進

- ①まちづくり活動の主体となる、自治会・ボランティア団体・NPO・企業等の幅広いパートナーシップを構築して、まちづくりを進めます。
- ②道路、公園や景観など各分野において、計画立案や事業実施等の各段階で、ワークショップや市民会議を開催するなど、市民協働によるまちづくりを推進します。
- ③てだこ市民大学卒業生など、地域のキーパーソンとなる人材の知識や技術等を活かしたまちづくりを推進するため、地域活動やまちづくり活動への参画機会の拡充に努めます。
- ④市民の主体的なまちづくりを推進するため、行政運営の方針を明確に位置づける「自治基本条例^{※2}」の制定に向けて取り組みます。
- ⑤地域力の向上を図るため、まちづくり勉強会やフォーラムの開催など、市民と行政による協働作業の場を設けます。

5-1-2 ボランティア団体やNPO等の活動支援

- ①ボランティア団体やNPO等の活動拠点として、既存公共施設等の活用・充実を図ります。
- ②地域に根ざした市民活動やボランティア活動などを支援します。
- ③自治会や市内で活動する各種団体が互いに交流・情報交換ができるよう、地域ネットワークの活動を支援します。
- ④市民参画のきっかけづくりを図るため、ボランティア団体やNPO等の活動情報を一元化するとともに、その活動や目的が広く市民へ理解されるよう、必要な情報を市民へ積極的に提供します。
- ⑤ボランティア団体やNPO等の活動を支援する行政組織体制の構築を検討します。

■主要な取り組み

- ボランティア団体やNPO等との協働事業の推進
- 自治基本条例の制定に向けた取り組み



西海岸のクリーンアップ活動

※2 自治基本条例：住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で、「自治体の憲法」とも言われる。なお条例の名称は自治体によって異なり、「まちづくり条例」、「まちづくり基本条例」あるいは「行政基本条例」などさまざまである。

施策5-2 市民の生活と活動を支える情報共有の推進

施策のめざす方向

市民の市政参画を促進するために、市民が必要とする市政情報を速やかに提供するシステムの構築や情報公開制度を拡充するとともに、個人情報の適切な保護に努めます。また、電子化による行政サービスのより一層の向上をめざし、市民に開かれた市政の運営に努めます。

現状と課題

市民の市政参画を促進するためには、市民と行政との信頼関係の維持が重要であり、開かれた市政運営を推進するとともに、個人情報の適切な保護が必要です。

本市の情報提供は、広報うらそえをはじめ、市のホームページ、FM21 のラジオ放送、声の広報^{※1} などに取り組み、平成 22 年度からはメールマガジン^{※2} による行政情報の発信を開始しました。

また、平成 12 年度に情報公開制度^{※3} 及び個人情報保護制度^{※4} がスタートし、市民の情報公開制度等への理解が定着してきています。今後も、市民に開かれた市政を推進するため、両制度の迅速で正確な運営及び活用の促進が求められるとともに、ホームページなどの情報媒体も活用するなど、市民への情報提供の円滑化が必要です。

一方、電子化による行政サービスの推進については、平成 14 年の住民情報システム等の導入をはじめとして平成 18 年度から総合行政システムに関わる共同研究に取り組み、平成 21 年 3 月に住民記録、税、国保、年金の業務でサービスを開始しました。

今後も、現行システムの改善を図りながら、セキュリティの確保、行政運営コストの削減、地元企業の参画による地場産業の育成等を目標としつつ、住民記録や税務関連などの電子化による行政サービスの向上に努めていく必要があります。

＜施策に関する市民の声＞

- 市政の情報入手の手段のほとんどが「市の広報紙」である
- 広報紙等を活用して、市政に対する若い人の関心を高める
- 施策等の市政情報の共有化を、より一層推進すべき（開かれた市政の展開）
- 市政情報が誰でも手軽（簡単）に入手できるようにしてほしい

情報公開・個人情報保護制度の請求状況（単位：件数）

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
情報公開 請求	103	224	74	81	152
自己情報 公開開示 請求	37	34	26	49	38

資料：文書課

※1 声の広報：視覚障がい者のために、市が毎月発行している「広報うらそえ」を音訳ボランティアが毎月音訳し、浦添市ボランティア連絡協議会で校正・編集し、カセットテープ等で発行している。

※2 メールマガジン：インターネットによる情報提供手段の1つであり、携帯電話やパソコンの電子メールアドレスを登録した対象者に対して、定期的に情報を送信している。

※3 情報公開制度：市民の「知る権利」を保障し、保有している行政情報を公開する制度のこと。

※4 個人情報保護制度：市の機関の保有する個人情報について保護措置を講じると同時に、「自己情報のコントロール権」に対応して自己情報の開示を求める権利を保障するもの。

具体的な取り組み

5-2-1 広報・広聴活動の充実と広報手段の多様化

- ①市民に適切で分かりやすい情報を提供するため、広報紙や市ホームページ等の内容を充実します。
- ②市政情報を、市民がいつでも気軽に利用できるよう、様々な情報媒体を活用した広報手段の運用に努めます。
- ③ご意見箱や市のホームページ、行政懇談会などを通して市民・地域・企業等と行政間との双方向の情報提供の円滑化に努めます。

5-2-2 情報公開・個人情報保護制度の円滑な運用

- ①市政の情報提供を拡充するため、インターネットを活用した公文書公開請求や市政情報センターの資料閲覧場所の充実に努めます。
- ②情報公開制度の内容や手続等に関する周知徹底を図るとともに、個人情報保護制度の普及・定着に努めます。
- ③情報公開制度及び個人情報保護制度を迅速に運営するため、行政文書の電子化を図ります。
- ④市の情報公開条例等に基づき、積極的な情報公開と個人情報の適切な保護など、両制度の円滑な運用に努めます。

5-2-3 電子化による行政サービスの向上

- ①電子自治体のさらなる構築に向けて、「情報化基本計画」を策定します。
- ②市民サービスの向上を図るため、ワンストップサービス及びノンストップサービスをはじめ、電子申請・届出等のシステムづくりなど、総合的な情報基盤の整備に努めます。
- ③住民票等自動交付機の増設を図るとともに、「てだカード^{※5}」の普及促進に努めます。
- ④情報環境の変化に対応できる技術向上に努め、情報化時代を担う人材を育成します。
- ⑤情報通信ネットワークシステム等の整備を推進し、地域活性化ならびに市民や企業の利便を図ります。

■主要な取り組み

- 市民と行政の情報共有の推進
- 電子申請・届出等のシステムづくり

※5 てだカード：自動交付機で住民票等の交付を受ける際に使用するカード。

施策 5-3 心のふれあうコミュニティ活動の推進

施策のめざす方向

誰もが安心して、楽しく住み良い地域社会を築き上げるために、地域コミュニティ活動をはじめとする多様な自主交流の充実を支援していきます。

また、地域コミュニティを基盤にした住民の自主的・積極的なまちづくり活動を支援し、地域住民の相互の思いやり、助け合いによる住民自治の充実を図ります。

現状と課題

本市では、自治会や婦人会、老人会、子ども会などによる地域活動をはじめ、その他各種団体による文化活動や福祉活動など様々な活動が行われています。

しかし、近年の都市化や高度情報化の進展は、市民生活の利便性と快適性を向上させた反面、生活様式や価値観が多様化し、また少子高齢化及び核家族化の進展は、地域間や世代間交流の減少など、地域社会における連帯意識の希薄化などをもたらしています。

このようななか、平成 18 年度に「浦添市自治会活性化推進協議会」が組織され、地域コミュニティの中心的役割を担う自治会への未加入世帯に対する啓発活動や自治会同士のネットワークを活かした取り組みを始めています。

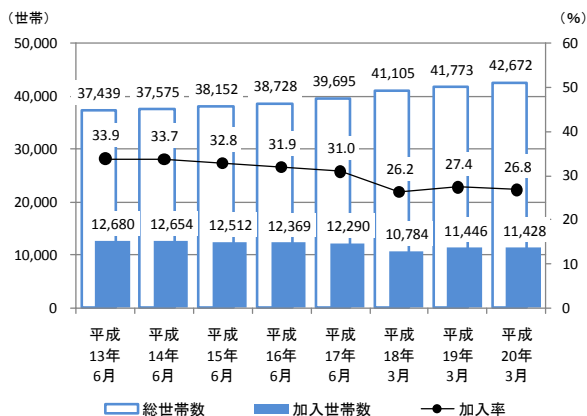
今後も、地域コミュニティの充実・強化に向けた取り組みは重要な課題であり、また、地域活動の拠点となる集会施設の整備を進めていくことも求められます。

さらに、市民憲章の普及・啓発や、てだこまつりなどを通して、市民意識の高揚と市民相互の連携を促進することも重要です。

＜施策に関する市民の声＞

- 自治会等による美化・緑化活動が盛んである
- 自治会加入率の低下が懸念される
- 都市化や人口増等に伴う地域コミュニティの希薄化が懸念される
- マンション・アパート等への自治会加入の促進
- 若い人は地域活動への参加が少ない
- ほとんどの市民が近所づきあいは必要と考えている
- 自治会ホームページ作成等の支援をしてほしい
- 住民自治による自治会の運営
- 市と地域の役割分担を図り、地域にある程度の権限と財源の移譲ができないか

自治会加入率の推移



資料：市民生活課

具体的な取り組み

5-3-1 地域コミュニティ活動の拡充

- ①本市のまちづくりを支える自治会において、多様な交流機会を支援するとともに、地域コミュニティ活動の充実・強化を促進します。
- ②地域住民の社会生活や自主的なまちづくり活動の支援に関わる情報提供や学習機会の充実に努めます。
- ③地域コミュニティリーダーとしての自治会長会の自主的研修等及び、地域における問題解決能力の向上を支援します。
- ④市民の自主的交流の活性化を図るため、集会施設など魅力あるコミュニティ施設の整備・充実等を支援します。
- ⑤自治会組織の活性化を促進するため、浦添市自治会活性化推進協議会を中心とした自治会間の情報交換の促進やネットワークの構築等を支援します。

5-3-2 地域・まちづくりへの参画の促進

- ①市民憲章の普及・啓発に努め、その実践活動を支援します。
- ②てだこまつりをはじめ、市民の自主的参加による市民まつりを支援します。
- ③まちづくりに対する市民の意識の向上を図るため、広報紙やICT※1等を活用し、地域づくり・まちづくりへの参画を促進します。
- ④地元企業、青年会議所や各種団体等の地域づくり活動などへの参加・協力をより一層促進します。

■主要な取り組み

- 地域コミュニティ活動の充実・強化
- 地域コミュニティリーダー等の育成
- 地域づくり・まちづくりへの参画促進



自治会の課題解決にむけて(自治会長ハンドブック贈呈)



浦添市まちづくりフォーラム

※1 ICT:「Information and Communication Technology」の略で、『情報通信技術』と訳される。日本では主に「IT」が使用されているが、国際的には「ICT」がよく用いられる。

施策 5-4 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

施策のめざす方向

女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市民意識の啓発に努めるとともに、女性の社会参画を促進します。また、それを支える社会的環境整備に努めます。

現状と課題

わが国では、少子・高齢化社会など社会・経済情勢が変化する中で、男女共同参画社会の実現が、緊急な課題となり、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の設置、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」の制定、平成 17 年に「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が閣議決定され、平成 19 年 12 月には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」を策定するなど、男女共同参画の推進に大きな展開がみられました。

本市では、平成 18 年度に「第 2 次男女共同参画行動計画(てだこ女男プラン)」策定しました。また、平成 19 年度に「浦添市男女参画推進条例」制定し、「浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンター」を新たな男女共同参画拠点施設とするなど、様々な取り組みを進めてきました。

しかし、本市の政策や方針決定過程への女性の参画を示す、各審議会等委員の女性の登用率は、国や県が目安としている 30%にほぼ達しているものの、保健・福祉、教育関連に偏る傾向にあり、女性委員が不在の審議会・委員会がある状況もみられません。

一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現に向けて、行政・市民・事業者等の協働による取り組みの推進に不断の努力が求められています。

＜施策に関する市民の声＞

- 男女共同参画の拠点となる浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンターが特徴的
- メンズキッチンデーに取り組んでいる(さらに強化を)
- 家庭だけでなく社会に向けた視野を広げたい女性の気持ちを理解する
- 男性の理解・協力が必要である
- 女性の社会進出の推進
- 子育て環境の充実(子どものまち・浦添の実現)
- 委員会等の女性の構成員を増やす
- 男女が共に支え合い認め合う社会の実現

浦添市の審議会等における女性委員の登用状況(各年 4 月 1 日現在)

	平成 21 年	平成 22 年
割合	26.5%	29.4%
女性委員数	122	194
総数	461	659

資料:ハーモニーセンター

具体的な取り組み

5-4-1 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

- ①「第二次男女共同参画行動計画（てだこ女男プラン）」に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。
- ②男女共同参画社会への理解を深めるための広報、啓発活動に努めます。
- ③家庭や地域、学校、職場で、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った意識改革に努めます。

5-4-2 男女共同参画を実現する環境整備

- ①社会の中で女性の意見や考え方が充分反映されるよう、各種審議会など、政策や方針決定への女性の参画を進めます。
- ②女性が社会・経済的に力をつけ自立した存在になるよう、各種講座の充実やネットワークの支援等に取り組みます。
- ③女性の社会参画促進に必要なリーダーや組織の育成に努めます。
- ④男性の家庭生活における役割の充実や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のために、各種講座などの学習機会を拡充します。
- ⑤雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、関係法令の周知や意識啓発などに努めます。

■主要な取り組み

- 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進
- 各種審議会など、政策や方針決定への女性の参画推進
- 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



仕事と家庭の調和を考えるフォーラム



一皿から始まる新しい関係メンズキッチンデー

施策5-5 効率的で効果的な行財政運営の推進

施策のめざす方向

総合計画と財政計画との整合性を図りながら、多様化する行政需要に的確に対応するために、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、事務事業を含めた総合的な行政評価制度の構築に努めます。

現状と課題

本市は、「最少の経費で最大の効果を得る」とする地方自治の基本原則を踏まえ、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、3次にわたる行政改革大綱や行財政集中改革プランに基づき、時代の要請に対応した行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化や高度情報化の進展等による社会環境の変化や、それに伴う市民の価値観の多様化、また、近年の厳しい社会経済情勢などにより、今後とも、より一層計画的・総合的な行財政運営を進めていくことが求められます。

社会環境の変化に適切に対応し、より質の高い市民サービスを図っていくためには、効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、組織を構成する人材の有効活用が重要な課題となります。

また、限られた財源の中で、市民の満足度を高めていくためには、効果性や効率性に配慮しつつ、施策に対する市民の意見・ニーズを的確に捉え、行政運営に反映させることが必要です。平成19年度から市民に開かれた行政運営の一環として、市のホームページに事務事業の評価結果を掲載するなど、事業の見直しに反映しているところです。

今後は、すべての政策・施策や事務事業を含めた総合的な行政評価制度を構築するとともに、その評価結果を行財政運営に活かす必要があります。

＜施策に関する市民の声＞

- 分かりづらい行政サービス
- 各種計画や事業等において、市民協働を施策として盛り込むべき
- 民間でできることは民間で！
- 市政の行政評価制度の確立が求められる
- 市民との協働の仕組みづくりが必要
- 市民の行政への参画を施策として盛り込むべき

人口千人当たりの市職員数及び人件費・物件費等決算額の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人口千人当たりの職員数(人)	7.9	7.83	7.25	7.23	6.85
人口千人当たりの人件費・物件費決算額(円)	99,619	98,714	97,160	96,070	96,219

資料：市町村財政比較分析表(普通会計決算)

具体的な取り組み

5-5-1 事務の効率化

- ①効率的な事務処理を進めるために、事務事業の総点検運動を継続的に実施し、事務処理の能率化・迅速化に努めます。
- ②市民サービスや事務能率の向上のために、電子化による行政サービスの向上及び民間活力の導入を推進します。
- ③地方分権やその他重点事業などの状況を踏まえつつ、効率的な行政組織の見直しを図ります。

5-5-2 計画行政の推進

- ①将来の財政負担を考慮しながら、総合計画及び財政健全化計画等に基づき、計画的な事業実施を推進します。
- ②財政状況に応じた実施計画を策定します。
- ③総合計画をもとに、分野別に策定された各種計画と整合性を図り、計画行政を推進します。
- ④市民サービスの向上を図るため、効率的な行政運営に努め、行財政改革を積極的に全庁体制で取り組みます。
- ⑤事業の実施など行政情報の公開に努めるとともに、政策・施策の立案段階からの市民参画を推進します。

5-5-3 政策形成の充実と評価制度の導入

- ①政策形成能力や創造能力を有する人材を育成するための効果的な研修の実施及び人事評価制度の充実に努め、職員の人材育成と組織の活性化を図ります。
- ②職員の自己啓発制度の充実や人事評価制度の活用等により、職員の資質や能力の向上と意識の改革に努めます。
- ③総合的な行政評価制度の確立に努め、効果的で効率的な行財政運営を目指します。

■主要な取り組み

- 事務効率化による市民サービスの向上
- 政策・施策の立案時など、各段階での状況に応じた市民参画の推進
- 総合的な行政評価制度の構築



施策5-6 行財政運営の基盤強化

施策のめざす方向

公平でより効率的な行財政運営の実施に向けた中長期財政計画のもと、民間活力の導入に努めるとともに、財源の重点的かつ効果的な予算編成と執行を行い、あわせて財源の安定確保に努めます。

現状と課題

わが国は膨大な国債を抱えており、これまでの歳出抑制を堅持・強化するため、平成18年12月に地方分権改革推進法を成立するなど、より一層の行財政改革を推進していることから、今後も極めて厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

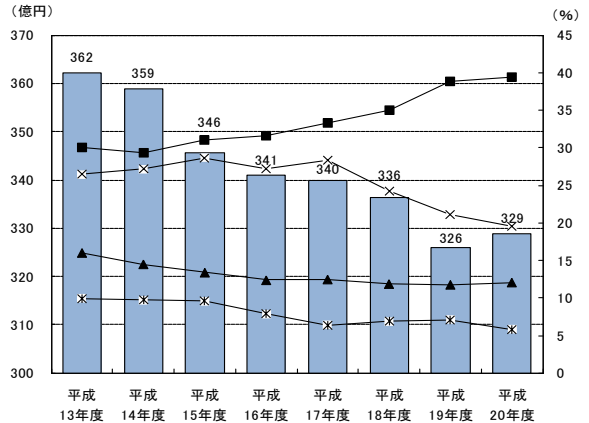
本市の財政は、市税等の収入は微増傾向であるものの、国庫補助金の削減や地方交付税の縮減等により、歳入は大幅な減少となり、一般財源の確保は依然として厳しい状況が続いています。一方、歳出においては、少子高齢化社会に対応する福祉制度の充実や社会保障費の増加、市民に身近な社会資本の整備、環境対策など、旺盛な行政需要への対応が求められています。

今後においても、国の歳出抑制の行財政改革が進められており、本市の社会保障費等の義務的経費の増額に伴う財政負担の増大が予想されます。このような状況の中、市税の徴収率の向上や受益者負担の適正化など、財源の安定確保が必要になっています。また、行財政改革大綱や財政健全化計画などに基づき、限られた財源の重点配分や有効活用を図るとともに、民間活力の積極的な導入に努めるなど、計画的で効率的な財政運営に努める必要があります。

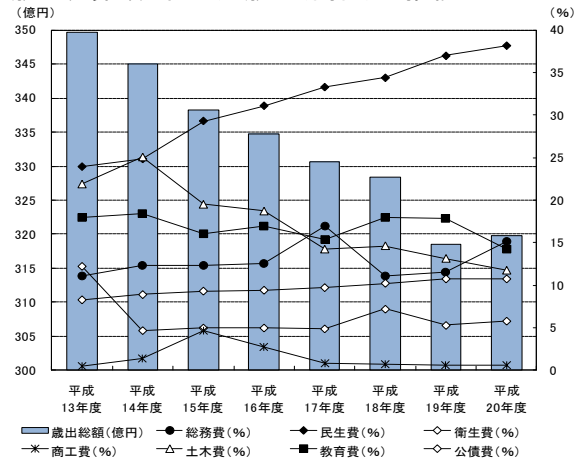
＜施策に関する市民の声＞

- 県内で自主財源率が高い
- 税金を増やすために、積極的な企業・産業の誘致が必要
- 民間活力と地域力の活用
- 自治会に一部財源等を移譲することはできないか

歳入決算額と主要4財源(割合)の推移



歳出決算額と目的別歳出(割合)の推移



資料: 浦添市決算状況

具体的な取り組み

5-6-1 歳入の安定化

- ①市税の課税客体の的確な把握と納税意識の高揚を図ります。
- ②コンビニエンスストア納税など、時代に即した納税環境の拡充を図るとともに、組織体制を強化し、市税徴収率の向上に努めます。
- ③社会経済情勢や利用目的に見合った手数料や使用料など、受益者負担の適正化に努めます。

5-6-2 歳出の弾力化

- ①適正な歳出規模の堅持とその成果を確認し、将来の世代に過重な負担にならないように、過度に市債に依存しない適正な財政運営に努めます。
- ②予算の枠配分方式の導入等により、経常的経費の抑制を図り、計画的で効率的な財政運営に努めます。
- ③地方分権や法制度の改正等に伴う財政需要の拡大に対応し、中長期的展望に立った財政運営に努めます。

5-6-3 民間活力の導入

- ①行政の効率化と、より一層の市民サービスなどの向上を図るため、民間活力の積極的な導入に努めます。
- ②指定管理者制度を導入した施設の管理運営の状況や実績などの適切な評価に努め、より効率的で効果的な制度の活用を図ります。

■主要な取り組み

- 計画的で効率的な財政運営
- 時代に即した納税環境の拡充と市税徴収率の向上
- 民間活力の積極的な活用



施策5-7 地方分権と広域連携の推進

施策のめざす方向

地方分権化に対応した自立性の高いまちづくりを推進するため、地域の実情や視点に立ったまちづくりをさらに推進するなど、市民との協働による自立的な行政風土の構築をめざします。

また、限られた財源の中で市民サービスの向上や円滑なまちづくりを推進するため、広い視点からの施策展開と各種事業の整合性に努めるなど、近隣市町村や国・県との連携強化のもと、広域行政の展開に努めます。

現状と課題

地方分権の推進については、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律」（地方分権一括法）が施行され、その後、平成18年12月には「地方分権改革推進法」が成立し、本格的な地方分権に向けた取り組みが始まっています。

地方分権の目指すところは、国から地方自治体へ権限の移譲に伴い、市民に最も身近な地方自治体が責任と権限を持つという、自治立法権、自治行政権、

自治財政権を有する「地方政府の確立」を目指す取り組みです。同時に、今後は市民に密着した行政を的確かつ強力で推進することが必要となります。

国や県からの権限の移譲に伴い、国、県、市の新しい関係を反映した適正な税財源の配分と受け皿としての「地方政府の確立」とともに、自治体職員自らの意識改革と政策形成能力の向上を図ることが大きな課題となっています。

一方、本市だけでは対応しきれない行政サービスや、周辺市町村との連携・協力によって、より効率的に提供できるサービスについては、周辺市町村等と役割分担の明確化や連携・協力等を図りながら、対応していくことが重要です。

本市では、南部広域市町村圏事務組合に所属し、那覇市との共同による公営斎場の管理運営など、関係市町村との連携を図りつつ、広域行政サービスを提供しています。また、沖縄県、那覇市及び本市で構成する那覇港管理組合では、那覇港湾浦添埠頭の整備とコースタルリゾートをはじめとする本市の西海岸開発の具現化にむけた取り組みを進めています。さらに、高齢者医療制度の事務については、平成20年4月から老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行し、沖縄県後期高齢者医療連合との連携・協力により、適切な後期高齢者医療制度の運営に努めています。その他にも、沖縄本島中南部都市圏としての道路・交通や都市計画、駐留軍用地跡地利用計画等の広域的な調査・計画等は、国や県と連携・協力しながら取り組んでいるところです。

今後も、これらの取り組みなどを継続しながら、広域で対応可能な事業については、積極的に連携することが必要です。

＜施策に関する市民の声＞

- 地方分権に伴う受入体制や財源の確保が必要である
- 行財政改革のさらなる推進
- 広域行政に関する体制づくりが必要
- 公共施設の広域連携など、広域行政サービスの推進

具体的な取り組み

5-7-1 地域の視点に立ったまちづくりの推進

- ①地域の個性を活かし、活気に満ちた魅力ある地域社会を築き上げるために、地域の視点に立ったまちづくりを推進します。
- ②国や県からの権限の委譲に伴う適正な税財源の配分を推進します。

5-7-2 広域連携の推進

- ①南部広域市町村圏事務組合の広域行政の強化に向け、構成市町村との連携強化を図ります。
- ②那覇港は本県の自立経済発展や本市振興の活性化に大きく貢献することから、那覇港管理組合の円滑な港湾管理運営に向けて、国及び構成団体との連携強化を図ります。
- ③沖縄県後期高齢者医療連合との連携・協力のもと、後期高齢者医療制度の適切な運用に努めます。
- ④近隣市町村との学習会等に取り組み、新たな広域連携の必要性を検討します。

5-7-3 国や県等との連携

- ①国や県など広域の計画を踏まえた各種計画の策定、広域計画への浦添市の計画の位置づけなどに努めます。
- ②国、県、近隣市町村との連携のもと、各分野での事業を円滑に推進します。

■主要な取り組み

- 「地方政府の確立」に向けた受け皿づくり
- 広域行政の拡充

